

各 市 町 長 様

山口県健康福祉部 こども・子育て応援局長

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則
の改正について

近年、保育の受け皿拡大を進めている状況下で、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、これまでも保育士の処遇改善等様々な対策を行っているところですが、より一層の対応が必要な状況にあります。

このため、保育における労働力需要に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を拡げるとともに、保育士の勤務環境の改善(就業継続支援)につなげる必要があります。

この度、国において「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が改正され、当分の間、保育所における職員配置について、特例的運用が可能とされたところです。

本県におきましても、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 24 年山口県条例第 3 号。以下「条例」という。)及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(平成 24 年山口県規則第 8 号。以下「規則」という。)を別添のとおり一部改正し、保育所における職員配置について、特例的運用を可能としました。

特例的運用につきましては、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、遺漏のないよう配意いただくとともに、管内の保育所に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 保育所における職員配置の特例について

(1) 特例の内容

保育所における職員配置について、保育の需要に対して保育の受け皿が不足していることに鑑み、当分の間、以下の特例を設けることとした。

① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例(規則附則第 3 項関係)

規則第 28 条第 1 号(「一の保育所につき 2 人以上」の部分に限る)の規定については、適用しないことができることとする。この場合であっても、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が 1 人となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯等については、保育士 1 人に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

本特例において「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次の要件をすべて満たす者とする。

ア 当該保育所で勤務した期間又は保育所等で保育業務に従事した期間が、常勤で1年相当ある者

※常勤で1年相当とは、概ね1,440時間相当の勤務時間とする。なお、特に、職員の確保が困難で保育の受け皿確保に支障を来すと市町が認める場合にあっては、個別に県と協議するものとする。

イ 子育て支援員研修のうち地域保育コースの「地域型保育」の分類を修了した者又は児童福祉法第6条の3第9項第1号に定める家庭的保育者

※子育て支援員研修については、やむを得ない事情により事前に修了することができない場合は、業務に従事し始めた後、概ね1年以内に受講することとする。

ウ 保育の質を確保するために施設が独自に取り組む保育士に代える者に対する研修等の計画が示されている者

※研修等は勤務開始後、速やかに実施されるものであること。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例（条例附則第4項関係）

規則で定める保育士の員数の算定については、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができることとする。

この場合において、幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭等の専門性を十分に発揮するという観点から、原則、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児の保育に従事するものとする。

また、保育に従事したことのない幼稚園教諭等については、子育て支援員研修のうち地域保育コースの「地域型保育」の分類を受講しなければならない。

なお、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例制度があることから、実務経験を有する幼稚園教諭に対しては保育士資格の取得を促すこととする。

③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例（条例附則第5項関係）

保育所を1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、規則で定める保育士の員数の算定については、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができることとする。

本特例において「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次の要件をすべて満たす者とする。併せて、当該保育所における本特例の適用を開始したときから3年以内の保育士資格の取得を促していくこと

とする。

- ア 保育所等で保育業務に従事した期間が、常勤で1年相当ある者
※常勤で1年相当とは、概ね1,440時間相当の勤務時間とする。なお、特に、職員の確保が困難で保育の受け皿確保に支障を来すと市町が認める場合にあつては、個別に県と協議するものとする。
- イ 子育て支援員研修のうち地域保育コースの「地域型保育」の分類を修了した者又は児童福祉法第6条の3第9項第1号に定める家庭的保育者
※子育て支援員研修については、やむを得ない事情により事前に修了することができない場合は、業務に従事し始めた後、概ね1年以内に受講することとする。
- ウ 保育の質を確保するために施設が独自に取り組む保育士に代える者に対する研修等の計画が示されている者
※研修等は勤務開始後、速やかに実施されるものであること。

また、条例附則第5項中「保育所の利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の員数」とは、保育所の認可の基準として算定される保育士の数を意味している。

さらに、保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則として保育所の長が定めるものであるが、8時間を超えて開所する保育所では、各時間帯における必要保育士を配置するためには、「利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の員数」に追加して保育士を確保する必要がある。同項中「開所時間を通じて必要となる保育士の総員数」とは、このような場合における1日に配置しなければならない保育士の総数を意味している。

④ ②及び③の特例を適用する場合における職員配置

②及び③の特例を適用する場合であっても、保育士とみなされる者（乳児4人以上が入所する保育所において、保育士とみなされる保健師、看護師又は准看護師を含む）の総員数は、規則第28条第1号の規定により各時間帯において必要とされる保育士の数の1/3を超えない範囲内で知事が認める員数としなければならない。

この「知事が認める員数」は、次の要件をすべて満たす保育所について、特例の適用開始から概ね1年間は、原則として1人とし、その後、県と協議の上、保育の質の確保に支障がないと認められる場合に限り、段階的に増やしていくことができるものとする。

- ア 児童の処遇を確保するため、規則で定める設備基準について、乳児室、ほふく室及び保育室単位で、入所児童数に応じて必要な床面積を充足している保育所
- イ 特例の適用に当たり、クラスごとに、すべての時間帯につき、保育士を1/2以上配置する保育所

なお、上記要件を満たす保育所について、特に、保育士の確保が困難で、保育の受け皿確保に支障を来すと市町が認める場合であって、施設として保育士の処遇改善や保育の質の向上に努めていると認められる場合は、特例の適用開始から2人以上の配置も認めることとする。

(2) 特例の実施に係る手続き等

① 県への協議

特例の適用を希望する施設は、あらかじめ市町を通じて県に協議することとし、市町は、当該施設への特例の適用に係る意見書を付して、県に進達することとする。(公立施設については、市町が、県に協議することとする。)

施設(公立施設の場合は市町)は、協議に当たって、以下の事項について記載した書類を県に提出しなければならない。

ア 当該施設における保育士確保の状況

イ 各特例を適用した場合の職員の配置計画

ウ 各特例を適用することにより配置される保育士以外の者が、必要な要件を満たしていることを証明する書類

エ 特例適用に当たって、保育の質の確保のために実施する取組(特に、日中のコアタイムや3歳未満児の保育の質の確保に最大限配慮すること)

オ 特例適用により取り組む当該施設に勤務する保育士の負担軽減等の処遇改善計画

② 実施状況の確認

特例を適用した施設については、毎年度、県の指導監査において実施状況について確認することとする。

また、保育の実施主体である市町においても、別途、特例が適切に実施されているか確認を行うこと。

③ 特例の適用期間

各施設における特例の適用期間は3年間とし、その後、改めて県と協議のうえ、継続実施の可否を決定することとする。

(3) 特例の実施に係る留意事項

① 当該施設に勤務する保育士の処遇改善について

保育所における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則である。

そのため、各特例を実施するに当たっては、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育士以外の者が行うなどの業務負担の見直しを行う等、当該施設に勤務する保育士の処遇改善に積極的に取り組むこと。

②各特例の対象となる保育所の要件について

過去3年間の指導監査において、知事等から勧告や改善命令等を受けている保育所については、各特例の実施を認めないこととする。

③ 各特例により保育士以外の者を保育士とみなす場合の職員配置について

各特例を実施する場合の公定価格の算定に当たっては、保育士以外の者を保育士とみなして必要な算定を行うこととされていることから、保育士以外の者を保育士とみなす場合にあっては、1人を超えた配置に努めること（例：保育士との差額分による補助者雇上げ等）。

2 建築基準法施行令の改正に伴う規則改正について

建築基準法施行令第123条第3項の改正により特別避難階段に係る規制が合理化され、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」について、同項を引用する条文の改正が行われたことから、規則について、同様の改正を行う。

3 施行期日

改正条例については、平成28年6月28日から施行する。

改正規則については、平成28年6月28日から施行する。

こども政策課 保育・母子保健班 担当：金子 TEL 083-933-2747 FAX 083-933-2759
